平成２２年（フ）第３４１号
神奈川県横須賀市不入斗町２丁目２番12号
破産者　桐山　秀子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１７１号
長野県東御市鞍掛942番地32、住民票上の住所名古屋市東区代官町32番20号　シティコーポ代官1102号
破産者　白倉　清明
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２０２号
長野県千曲市上山田温泉２丁目24番地16
破産者　白石　眞裕
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２０３号
長野県千曲市上山田温泉２丁目24番地16
破産者　白石すづ子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第３５０号
東京都墨田区緑１丁目14番12―401号　川加美ビル
破産者　北川　正敏
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６１０号
静岡県磐田市福田779番地１　コナハイム101号室、前住所静岡県磐田市下太140番地２
破産者　増田　好男
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
滋賀県甲賀市甲賀町滝728番地６、前住所滋賀県甲賀市水口町松尾1003番地32
破産者　井上　眞治
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第７９３号
滋賀県草津市下笠町836番地３、開始決定時の住所京都市西京区御陵大枝山町１丁目８番地２
破産者　小堀　和雄
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２４１号
奈良県生駒市東菜畑１丁目83番地１
破産者　片山　晃一
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２７４号
長崎県長崎市田中町105番地１　コアマンション長崎ネクステージ107号、旧住所兵庫県西宮市門前町１番14―401号
破産者　堀　　賢輔
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９３号
長崎県長崎市琴海大平町578番地３
破産者　山口　秀美
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０３６号
熊本県宇城市小川町北小野970番地
破産者　柳田　重成
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２４７号
熊本県熊本市新市街13―14―701、住民票上の住所熊本県熊本市長嶺東３丁目８番55号
破産者　高木　寿文
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５５４号
熊本市尾ノ上１丁目22番14号
破産者　上坂　泰子
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６７１号
熊本市田崎２丁目３番78―402号
破産者　楠木　文夫
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第２３５号
長崎県佐世保市重尾町412番地４、旧住所長崎県長崎市滑石３丁目10番３―401号
破産者　宮田　仁已
1　決定年月日　平成23年２月４日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第３２０８号
滋賀県大津市水明２丁目24番地４
破産者　木村　孝一
1　決定年月日　平成23年２月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９９号
北海道勇払郡安平町追分中央１番地39
破産者　吉田　一美
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部